The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships.

AOTS

技術・人材協力を通じた
新興国との共創推進事業
(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)

ジュニア専門家派遣

ご利用の手引

2026

一般財団法人
海外産業人材育成協会
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

Ver.2.0（2026年7月版）

は じ め に

一般財団法人海外産業人材育成協会（The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships、略称AOTS）は、主に開発途上国の産業人材を対象とした人材育成事業を通じて、民間企業の協力を得て技術協力を推進し、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与することを目的に活動しております。

AOTSでは、国庫補助事業である技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設事業）として、海外から技術者・管理者（マネージャー等経営層）等の訪日により行う受入研修、研修生の所在する国・地域で行う海外研修、研修生の所在する以外の国・地域で行う第三国型海外研修、現地大学等において講座を開設（短期間の冠セミナー開催を含む）するとともに必要に応じて受講生のインターンシップも行う寄附講座、開発途上国の企業に対し日本の企業等から専門能力を有する技術者を派遣して生産性や技術、品質、経営の改善を図る専門家派遣を実施しております。

この「ご利用の手引」は、AOTSが2026年度に経済産業省より政府開発援助（ODA）補助金交付を受けて実施することになりました技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)の専門家派遣事業のうち、ジュニア専門家派遣についてご案内するものです。

この「ご利用の手引」により、多くの皆様に本制度について理解を深めていただき、開発途上国の産業技術者育成にご活用いただければ幸いです。

一般財団法人
海外産業人材育成協会
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships
AOTS
企業連携部企業連携第1/第2グループ

目次

Ⅰ.専門家派遣事業(ジュニア専門家派遣)の概要 … 1

1. 技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)について … 1
2. ジュニア専門家派遣の目的 … 1
3. 派遣概要 … 1
4. 申込要件 … 2
5. 派遣経費 … 4

Ⅱ.申請等の手続 … 5

1. 派遣申請から派遣終了までの全体の流れ … 5
2. 派遣の申込 … 6
3. 審査委員会による審査 … 7
4. 派遣案件の承認と派遣手続 … 7

Ⅲ.派遣の実施について … 8

1. AOTSとの専門家派遣契約 … 8
2. オリエンテーション … 8
3. 報告書類及び帰国報告会 … 9
4. 一時出国制度 … 9

Ⅳ.派遣に係る費用 … 12

1. 派遣期間 … 12
2. 派遣費用の概要 … 12
3. 派遣費用及び分担金の支払 … 16
4. 専門家派遣費用の年度末及び帰国精算 … 17
5. 課税について … 17

Ⅴ.安全保障貿易管理上の留意事項 … 18

Ⅵ.海外危険地域に対する渡航措置について … 23

Ⅶ.対象国・地域一覧 … 24

Ⅷ.個人情報保護方針 … 25

Ⅸ.アクセスマップ … 26

Ⅰ.専門家派遣事業の概要

1.技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業(研修・専門家派遣・寄附講座開設事業)について

日本企業が内外のビジネス環境の変化に適切に対応し、競争力を維持していく方法の一つとして、成長著しい海外市場の需要を取り込む事が重要です。これを実現するためには、海外進出先での企業活動を支える優秀な現地人材の育成・獲得、新興国企業の活力の取り込みが主要な課題となっております。

本事業では、我が国企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、開発途上国の産業人材育成・獲得や現地企業との共創ビジネスの拡充、高度外国人材の我が国における就業の促進を官民一体で実施することにより、現地の産業技術水準の向上や経済の発展を図ることを目的とします。

2.ジュニア専門家派遣の目的

専門家派遣事業は、日本企業の海外現地法人等向けに、当該法人の競争力強化に有用な技術、手法、ノウハウ等を有する者を専門家として派遣し、指導先企業における技術指導や人材育成を行うことを目的としています。専門家派遣事業の中で、ジュニア専門家派遣は、日本企業の取引先現地企業や将来の取引先・提携先候補となり得る現地企業等の育成・開拓や新たな共創ビジネス立ち上げを目的に、日本企業の若手従業員を現地企業等に派遣し、日本企業とのビジネスで必要とされる技術・手法の指導等を行うと共に、若手従業員のグローバル人材として必要な経験や知見の習得を目指します。



3.派遣概要

(1)派遣国・地域

いわゆる途上国に当たる国・地域であり、具体的にはOECD-DAC(開発援助委員会が策定したODA受取国・地域のリスト記載の国・地域。但し、中国及び日本政府のODA予算により協力を行うことが認められていない国・地域は除きます。詳細につきましては「Ⅵ.対象国・地域一覧」をご覧ください。または企業連携第1/第2グループ(TEL:03-3888-8221)までお問い合わせください。

(2)指導先(派遣先)企業

将来のビジネスパートナーや協業先となり得る開発途上国のローカル企業等

(3)派遣期間　　2週間～12か月

(4)指導及び活動内容

1)将来の海外提携先候補の開拓・育成や新しい共創ビジネスの立ち上げにつながる日本の技術、ノウハウ、知識の指導(例:マーケティング、商品開発、生産管理、品質管理、日本の商習慣等)

2)指導先(派遣先)企業の業務への従事等を通じて行うジュニア専門家自身のグローバル人材化に資するインターンシップ活動(例:海外経験を積みつつ行う現地情報収集、現地企業等への訪問、視察・見学等を通じた協力関係構築等)

4.申込要件

(1)派遣案件の要件

「4.派遣概要」に合致するものであって、以下の場合に該当しないもの

✔指導先企業と派遣元企業の間に技術役務提供に係る契約が締結されている場合。但し、ジュニア専門家の指導内容を技術役務提供の対象から除外する旨の書類を提出する場合は対象とすることができる。

✔指導先企業と派遣元企業の間でプラント輸出契約等に基づいて専門家の派遣が約束されている場合。

(2)申請企業(派遣元企業)の要件

日本に法人格を有する日本資本が50%超の企業であって、以下の条件を満たすもの

✔ 派遣元企業に所属する従業員(嘱託職員、出向契約社員を含む。)をAOTSジュニア専門家として派遣すること。

✔ ジュニア専門家の派遣中、派遣元企業の責任において労働者災害補償保険(海外派遣者特別加入)を付保すること。

✔ ジュニア専門家が指導するために必要な経費等は派遣元企業において負担すること。

✔ ジュニア専門家の滞在費(定額)を支給すること。

✔ 査証及び労働許可証の取得、更新についてはAOTSでは実施しないので、派遣期間に影響がないよう派遣元企業が指導先企業と協力の上、遅滞なく執り行うこと。

✔ 派遣期間中も派遣元企業はジュニア専門家との雇用関係を維持すること。

(3)指導先(派遣先)企業の要件

派遣元企業の取引先、または将来的にビジネスパートナーもしくは協業先となることが見込まれる現地企業であって、日系企業(日本側出資あり)または日本を除く非ODA対象国からの出資比率が50%以下の企業であり、以下の条件を満たすもの

- ✔ ジュニア専門家の査証や労働許可取得、更新に協力すること。
- ✔ 日本、派遣国及び関連国の輸出管理法を順守していること。
- ✔ 技術指導を行う現場や機械設備等があること。
- ✔ 通信設備(パソコン、事務所電話、インターネットアクセス等)を提供すること。
- ✔ 事務スペース(机や椅子)や事務用消耗品を提供すること。
- ✔ ジュニア専門家の指導に必要なその他サービス(通訳、空港への送迎、指導先への交通手段の手配、宿泊施設の斡旋等)を提供すること。
- ✔ 指導場所及び宿泊施設での環境、安全、福利、衛生を確保すること。

(4)ジュニア専門家の要件

1)国籍・居住地:日本国籍を保持し、日本に住所を有し居住していること。

2)年齢:原則、21歳以上40歳以下

3)属性:申請企業(派遣元企業)に直接雇用されていること(嘱託職員、出向契約職員を含む。)。

4)職歴(業務歴)

派遣先に提供できる専門分野のノウハウ、技術等を有していること。(業務経験3年以上)

5)語学力

基礎的な語学力を有する者

英語の場合、TOEIC700 点、または英検準1級程度の英語力を有していることが望ましいですが、受入機関の求める条件、応募者の担当職務・将来のキャリア・適性等を勘案の上、応募をご判断下さい。

6)健康状態

心身ともに健康で、開発途上国での生活、指導環境に耐えうる者

7)その他

- ✔ 開発途上国でのビジネスに強い関心と意欲を持つ者。
- ✔ 指導に向け派遣先との協議、派遣国での滞在先情報等の入手等、派遣準備を主体的かつ能動的に派遣先や関係者、関係機関と折衝・調整を行うことが出来る者。
- ✔ 派遣期間中、指導計画の遂行が困難な状況下においても、派遣先や関係者と柔軟に粘り強く協議・調整を行うことが出来る強いマインド、行動力、柔軟性を持つ者。
- ✔ 派遣国の社会や文化、価値観を尊重し、現地の人々と友好的な関係を築くことで、日本と派遣国との経済協力やビジネス関係の発展を担う架け橋となる意欲を持つ者。

(5)外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規の遵守について

① 日本国及び関連国の「外国為替及び外国貿易法(外為法)」等の輸出関連法規を遵守してください。
② 指導を行う際に使用する設備や技術が外為法第25条(役務取引等)の規定により経済産業大臣の許可が必要な場合があります。
③ 規制される技術は「外国為替令」第17条に列記されているもので、経済産業大臣の許可を要する貨物の設計、製造、使用の技術が対象になります。
④ 輸出に当たって経済産業大臣の許可が必要でない貨物の設計、製造、使用の技術についても、その提供には許可を要する場合があります。
⑤ 社内に輸出管理規程が整備されている場合は、指導内容が役務許可の該非を担当部署に確認してください。
⑥ 該当、非該当が不明な場合等のときは、「Ⅴ.安全保障貿易管理上の留意事項」をご確認いただくか、下記にお問合せください。

【確認先】
経済産業省 貿易経済安全保障局 安全保障貿易審査課:TEL:03-3501-2801
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
又は
安全保障貿易情報センター(CISTEC):TEL:03-3593-1148
https://www.cistec.or.jp/ (相談は内容によって有料)

(6)海外危険地域に対する渡航措置について

外務省危険情報の危険レベル3の国、地域への派遣はできません。
危険レベル2の国、地域については個別に出発の可否を決定するため、派遣の必要性・喫緊性、現地の状況、現地でのサポート体制等の説明資料の作成を求めます。 (参照Ⅵ.)

(7)その他

本事業は、国庫補助事業であるため、国の予算の使途の透明性の観点から、補助事業における支出に関する情報として、国の予算要求などの関係資料に補助金の支出先名(派遣元企業名)や支出金額(補助金額)などを明記し、公表される場合があります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

5.派遣経費

(1)国庫補助対象経費

旅費(国内旅費、外国旅費(航空賃、日当、宿泊料)、渡航雑費、滞在費
損害補償保険費、技術協力費、派遣・指導諸費
詳細:13ページ～

(2)国庫補助率及び経費負担

1)指導先企業が開発途上国の場合

・国庫補助率:国庫補助対象経費の2/3

・専門家派遣分担金:国庫補助対象経費の1/3

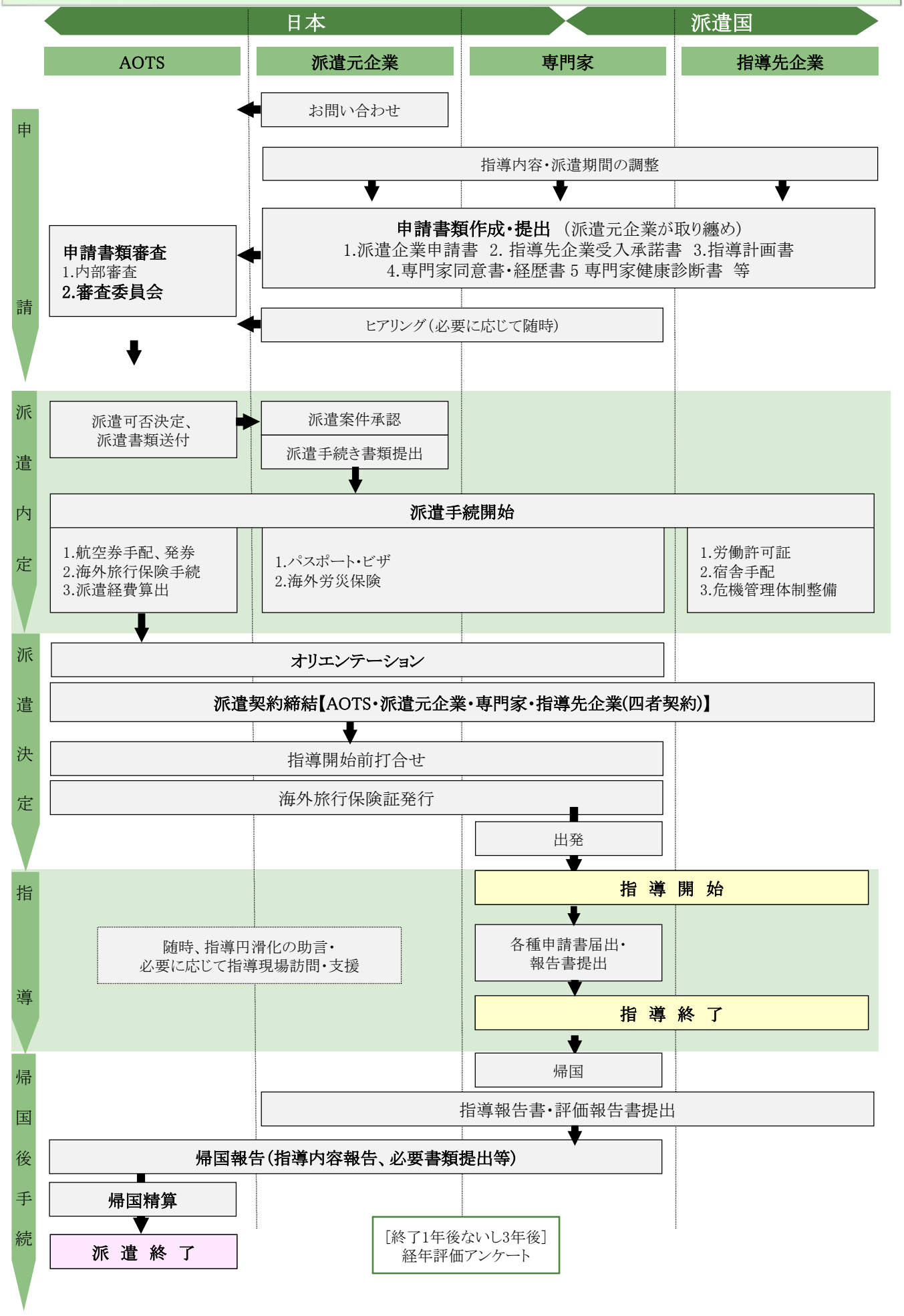
2)指導先企業が後発開発途上国またはアフリカの場合

・国庫補助率:国庫補助対象経費の1/1

上記負担の他に、派遣実施分担金として国庫補助対象経費総額の10%を派遣元企業に別途ご負担いただきます。

Ⅱ.申請等の手続

1.派遣申請から派遣終了までの全体の流れ



2.派遣の申込

派遣元企業より提出していただく申請書類には、派遣元企業・指導先企業の概要及び専門家の同意書及び経歴書の他、(1)指導を必要としている分野・内容、(2)指導を受ける側の責任者、(3)指導を希望する期間及び指導場所、(4)指導する専門家の人数及び能力・経験等の条件、(5)その他専門家派遣を行うために必要な事項等を記載することになっております。

[提出用]申請書類一覧

(1)申込書	派遣元企業が作成 ・直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書) 但し、AOTS制度を初めてご利用の際には直近5年間の財務諸表 ・AOTS制度を初めてご利用の際には 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し ・会社概要及び製品等が分かる参考資料 ・指導先企業との間での技術役務提供に係る契約の有無及び同契約がある場合には申請案件が技術役務提供契約適用除外である旨を説明した書類
(2)受入承諾書	指導先企業が作成 ・直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書) ・組織図 ・会社概要及び製品等が分かる参考資料
(3)指導計画書	派遣元企業、指導先企業、専門家が協議の上、作成
(4)同意書及び経歴書	派遣元企業および専門家が作成
(5)健康診断書及び問診表 (対面指導の場合のみ)	派遣元企業および専門家が医師に作成を依頼 ・原則としてAOTSが指定する様式を使用すること ・健康診断書は派遣予定日の3ヵ月以内に受診した日付のもの ・原則として派遣期間が3ヵ月(90日)未満の場合、健康診断書は不要、問診表のみ提出

上記のほか必要に応じ、追加確認書類をご提出いただくことがあります。
(商取引関係が確認できる覚書/契約書の写し 等)

健康診断書の検査項目

検査の内容等		専門家		
		34歳以下	35歳以上	40歳以上
一般検診	受診義務	有		
	検診項	A	A及びB	A、B及びC
特別検診	検診項目	一般検診以外の検診項目に係る検診及び一般検診を受けた後の精密検査について、協会の指示があった場合に限り、受診する。		

検診項目A:身長、体重、BMI、血圧、血液検査(血算(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、MCV、白血球数、白血球分画、血小板数))、尿検査(蛋白、糖、潜血)、肝機能(AST、ALT、AL-P、γGTP)、尿酸、脂質(TG、LDL 、HDL)、腎機能(BUN、Cr)

検診項目B:心電図、胸部X線(正面)
検査項目C:血糖、ヘモグロビンA1c、便潜血、聴力
※ 高血圧症の方で、担当医師が海外派遣の可否判断に必要と認める場合は、担当医師の指導のもと負荷心電図の検査を受けてください。
※ 提出された申請書類に不備等がある場合には派遣元企業に追加情報の提供を求める場合があります。
※ 健康診断および再検査に係る費用については、派遣元企業負担となります。

3. 審査委員会による審査

派遣案件は、審査委員会で指導対象の分野、内容、指導計画、専門家候補の技術能力、派遣期間、指導先企業の状況等について審査されます。
なお、審査委員会は、学識経験者、経済協力関係機関及び産業団体の代表により構成され、原則として毎月2回開催されます。
専門家が出発するまでには、申請書の提出から通常2～3ヵ月を要します。

審査では、次のようなポイントを総合的に勘案し、専門家派遣が妥当であるかどうかを判断します。
- 派遣元企業、指導先企業、専門家が、制度利用の資格要件を満たしていること。
- 派遣国及び指導先企業の業種が、本事業の対象となっていること。
- 指導目標及び指導内容が、本事業の目的に適っていること。
- 専門家の知識・経験が、派遣元企業及び指導先企業のニーズに合っていること。
- 派遣期間、指導計画が適切であること。
- その他、法令やAOTSが定める各種規程に則っていること。

4.派遣案件の承認と派遣手続

審査委員会による審査を経た後、AOTSが派遣案件を承認し、その結果を派遣元企業に通知した後、派遣に係る手続（渡航・契約等）が開始されます。

派遣前にはAOTSと関係者間で契約を取交わします。（P9参照）これによりAOTSとそれぞれの契約者との間に派遣に関する権利・義務が確定し、正式な派遣（出発）ができる体制が整うことになります。
なお、派遣決定通知後、AOTS側以外の事由により相当日数を経ても契約がなされない場合、若しくは専門家の健康問題、その他の事由が発生したときは、専門家派遣の中止又は取りやめを決定します。
また、派遣案件の決定から専門家が出発するまでの契約等に係る事務手続は、通常でも1.5ヵ月程度の期間を要します。派遣国の法律で定められている滞在に必要な査証（ビザ）及び指導業務に必要な労働許可証の取得に、さらに時間を要する場合がありますので、あらかじめ指導先企業に協力を依頼しておくことをお勧めします。
渡航後に取得した労働許可証や更新した査証につきましては、スキャンデータをすみやかにAOTSへご提出願います。

Ⅲ.派遣の実施について

1.AOTSとの専門家派遣契約

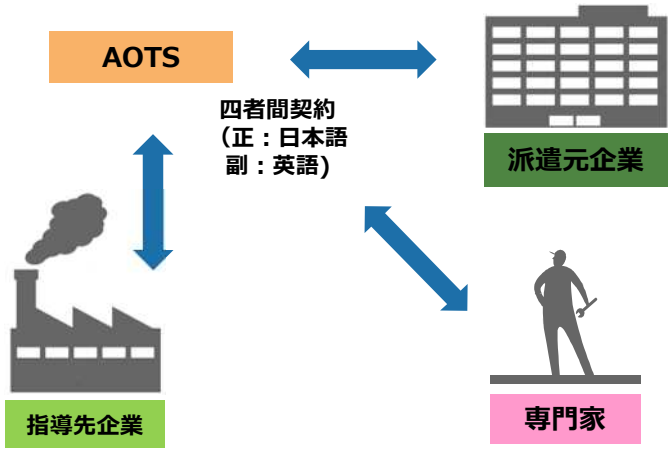
全ての専門家派遣契約に係る手続きは、派遣元企業を経由して行います。

派遣元企業、専門家、指導先企業及びAOTSの契約

AOTSは、派遣元企業、専門家及び指導先企業と「専門家派遣に関する契約書」により、指導先企業を一定期間指導するという委託／受託の業務に関する契約を交わします。これにより専門家はAOTSの指示に基づいて指導先企業を一定期間指導する義務を負うことになり、また、派遣元企業は専門家を支援する義務を負うことになります。

専門家は、派遣元企業との雇用関係（嘱託社員、出向契約社員を含む）があることを前提とし、派遣期間中においてもその関係を継続することを条件に契約が結ばれます（専門家の身分はAOTSへ移籍されません）。

契約関係は以下のとおりです。



なお、専門家、派遣元企業又は指導先企業が契約に違反したときは、AOTSと派遣元企業及び指導先企業との契約条項に基づき専門家派遣に関するすべての契約が解約され、専門家には指導を中止して帰国していただく場合があります。その際は、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。

2.オリエンテーション

AOTSは、派遣が決定した専門家および派遣元企業の担当者に対して、AOTSが指定した日にオリエンテーションを実施します。

オリエンテーションでは、専門家派遣契約内容、各種報告書類の書き方等を中心に説明を行います。加えて、海外での健康管理・危機管理の説明も実施します。

3.報告書類及び帰国報告会

(1)派遣期間中及び帰国時における報告書類及び提出時期

各報告書類の様式は派遣案件の承認後にお渡し致します。なお、ご帰国後に帰国報告会を実施いたします。

(1)専門家が作成するもの	① 実行目標及び指導実績評価報告書(赴任時・帰国時) ② 月別指導報告書(毎月) ③ 指導報告書(帰国時)
(2)派遣元企業が作成するもの	① 派遣元企業評価報告書(帰国時) ② 経済効果アンケート(帰国時)
(3)指導先企業が作成するもの	① 指導先企業評価報告書(帰国時) ② 実行目標及び指導実績評価報告書(赴任時・帰国時)

(2)追跡調査

専門家派遣を実施したことにより、その後どのような変化・効果をもたらしているか等を確認するため、専門家派遣終了以降1～3年後に、派遣元企業を対象に追跡調査を実施しております。

報告書の提出がない場合、また、追跡調査にご対応頂けない場合、本制度のご利用に影響する可能性がございますので、予めご了承ください。

4.一時出国制度

専門家は、派遣元企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。専門家が下記のいずれかの一時出国の許可を受けようとする場合は、原則として私費一時出国予定日の1週間前(親族死亡等を除く)までにAOTSが様式集で定めている各種一時出国許可願のフォーマットを記入してAOTSに申請し、AOTSから許可を得て下さい。
一時出国の期間が終了し任国に到着した時は、遅延なくAOTSが様式集で定めている「任国到着届」及びパスポートの出入国印のページのコピーを担当者へご提出ください。

(1)私費一時出国

- 派遣期間が3ヵ月以上である専門家に対して、1回当たり(以下同様。)9日(移動日を含む。)を限度として、私費による一時帰国、又は私費による任国外への出国が出来ます。
- 私費一時出国する専門家に対して、AOTSからは私費一時出国に要する旅費を支給致しません。専門家が現に受けている滞在費を帰国後の精算でAOTSに返金して頂きます。また、滞在費が不支給の期間は派遣元企業に対する技術協力費、指導先企業への派遣・指導諸費も支給されません。
- 協会が私費一時出国を許可できる回数は、派遣期間が3ヵ月以上の場合は1回、4ヵ月以上の場合は2回、7ヵ月以上の場合は3回、10ヵ月以上の場合は4回です。なお、連続した回数分の私費一時出国日数の取得も可能ですが専門家の休暇取得以外の目的の場合のみとなります。

(2)私費一時出国の特例

専門家が次に掲げる事由により私費一時出国を行う必要がある場合は、(1)私費一時出国の条件にかかわらず出国することができます。

① 親族死亡等の場合

- 専門家の配偶者、子、父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母(以下「親族」という。)の死亡又は著しく重態(病気看病を含む。以下同じ。)の場合、原則として14日(移動日を含む。)を限度として私費一時出国ができます。

- 専門家の私費一時出国期間中に当該親族が死亡又は当該親族の著しい重態が続くときは、私費一時出国の期間を最大30日（移動日を含む。）まで延長することができます。ただし、親族が死亡しその死亡日から起算して7日目が前段に規定する30日を超える場合は、当該死亡日から起算して更に7日（移動日を含む）を限度として一時出国期間を延長することができます。
- 専門家に対しては、AOTSから私費一時出国に要する旅費は支給しませんが、7日（移動日を含む）を限度として現に受けている滞在費のカットは行いません。また専門家の私費一時出国中に当該親族が死亡したときは、その死亡日から起算して更に7日（移動日を含む）を限度として滞在費のカットは行いません。

② 専門家の病気療養の場合

- 専門家が負傷又は疾病にかかった場合であって、任国において治療等が困難なため日本又は任国外において治療等の措置を講じる必要がある場合は、30日（移動日を含む。）を限度として私費一時出国ができます。
- 専門家に対しては、AOTSから私費一時出国に要する旅費は支給できませんが、14日を限度として現に受けている滞在費のカットは行いません。

(3)任国外出張

- 派遣期間が3ヵ月以上の専門家が派遣元企業等及び指導先企業等からの要請を受けて指導業務又は査証更新のため日本又は任国外の第三国に出張するときは、当該専門家に対して、原則として9日（移動日を含む。）を限度として、任国外出張ができます。指導業務での任国外出張においては、指導対象者である現地ローカルスタッフを連れて行くことが条件となります。
- 任国外出張を行う専門家に対して、任国外出張中、専門家が現に受けている滞在費及び技術協力費のカットは行いません。
- AOTSは任国外出張に伴う旅費の支給は致しません。

(4)任国外旅行の特例

- AOTSは、後発開発途上国や継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地（以下「特定不健康地」という。別表のとおり。）又は専門家の任国と近隣諸国との往来が日常生活において活発に行われており、同一経済圏と考えられる地域等に派遣された専門家が、次に掲げる事由により近隣諸国に任国外旅行を行う必要がある場合は、原則として日曜日、休日等の指導先企業等に対する指導義務のない日程を含む2日を限度として、私費一時出国の回数制限にかかわらず、派遣期間中に任国外旅行をすることができます。
  - ① 生活必需品等の購入
  - ② 治療（長期治療は除く。）及び医薬品の購入
  - ③ 指導用資材（指導のために必要な書籍及び資料等を含む。）等の購入
  - ④ その他の特別な理由
- 任国外旅行を行う専門家に対して、AOTSでは任国外旅行に要する旅費は支給しませんが、当該旅行期間中について現に受けている滞在費のカットは行いません。

一時出国制度一覧表

専門家は、派遣企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。

種類	対象表	派遣元企業 派遣先企業 AOTSの許可以外の条件	1回当たり 旅行限度期間 （移動日を含む）	滞在費 技術協力費 派遣・指導諸費	外国 旅費	備考
私費一時出国	派遣期間が3ヵ月以上の専門家	特になし	9日	不支給	不支給	派遣期間 3ヵ月以上 1回 派遣期間 4ヵ月以上 2回 派遣期間 7ヵ月以上 3回 派遣期間10ヵ月以上 4回
私費一時出国 (冠婚葬祭)		子女の結婚等AOTSが特に必要と認めた場合	9日 (厳に必要と認められる期間)			回数制限に関係なく出国が可能
私費一時出国 (特例)	全専門家	専門家の配偶者、子、父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡又は著しい重態の場合	原則14日 (30日まで延長可)	7日間を限度として派遣手当等を支給 (※1)	不支給	回数制限に関係なく出国が可能
		負傷又は病気にかかって任国で治療が困難なため、日本等で治療が必要な場合	30日	14日間を限度として派遣手当等を支給	不支給	
任国外出張	原則として派遣期間が3ヵ月以上の専門家	派遣元企業及び指導先企業の要請に基づく指導業務	9日	支給	不支給	原則として指導先企業の指導対象者の同行が必要
	査証更新が必要な専門家	査証更新	必要最小限の期間	支給	不支給	任国到着後、更新した査証ページのコピーを送付すること
○特定不健康地(※別表)あるいはAOTSが認めた地域に派遣された専門家を対象とした一時出国						
任国外旅行 (特例)	AOTSが特に認めた地域 (※2)に派遣されている 専門家	原則として日曜日や休日等を含むスケジュールで、協会が指定した地域で生活必需品の購入、治療(長期治療は除く)及び医薬品の購入等を行う場合	原則2日 (※3)	支給	不支給	派遣期間中の出国について、一括して許可を得ることが可能

(※1) 当該親族が死亡した場合は、死亡日から起算して更に7日を限度に派遣手当を支給します。
(※2) カンボジア、ラオス、ミャンマー、インド、マレーシア南部、インドネシアビンタン島・バタム島他
(※3) インドの場合は4日を限度とします。

別表

特定不健康地

一. アジア地域
　バングラデシュ（全地域）、ブータン（全地域）、モンゴル（全地域）、ラオス（全地域）、
　カンボジア（全地域）、ミャンマー（全地域）、東ティモール（全地域）、インド（全地域）、
　ネパール（全地域）、パキスタン（全地域）、スリランカ（全地域）、ウズベキスタン（全地域）
二. 中近東地域
　イラン（全地域）、イラク（全地域）、ヨルダン（全地域）、トルコ（全地域）
三. アフリカ地域
　アルジェリア（全地域）、エジプト（全地域）、モロッコ（全地域）、スーダン（全地域）、
　コートジボワール（全地域）、ガーナ（全地域）、ケニア（全地域）、モザンビーク（全地域）、
　ナイジェリア（全地域）、南アフリカ共和国（全地域）、ザンビア（全地域）、ジンバブエ（全地域）
四. 北米・中南米地域
　バルバドス（全地域）、ボリビア（全地域）、ブラジル（クリチバ、ポルトアレグレ以外）、
　コロンビア（全地域）、メキシコ（全地域）、パナマ（全地域）、ペルー（全地域）
五. 大洋州地域
　フィジー（全地域）

Ⅳ.派遣に係る費用

1.派遣期間

(1)派遣期間

専門家が日本を出発する日から、指導を終了して日本に到着する日までの期間をいいます。赴任の場合は、最短、かつ経済的なルートにより直行していただきます。帰国の場合も、原則として赴任と同様です。ただし、天災、内乱等の特別な事由がある場合に限り、経路を変更して帰国することができます。なお、帰路変更により延長された期間は、派遣期間とは見做されません。帰路変更に要する経費及びこの期間の海外旅行保険等は本人負担とし、延長期間は1週間以内とします。

(2)旅行期間（対面指導の場合）

専門家が赴任のために日本（又は任国)を出発する日から任国（又は日本)に到着する日までの移動期間をいいます。

(3)指導期間

任国到着の日の翌日から、指導を終了して任国を出発する日の前日までの期間をいいます。

2.派遣費用の概要

派遣費用の補助対象の概要については、別表「専門家派遣費支給基準」のとおりで、内容は以下を参照してください。

(1)旅費

① 内国旅費

赴帰任に要する国内旅費は要件を満たす（※1）場合に限り補助対象となります。
（※1 片道鉄道100km以上の旅行で、申請書および特急券領収書を提出できる場合。）

② 外国旅費

外国旅費の種類は、航空賃、外国日当及び外国宿泊料（※2)とします。

ア. 航空賃

赴任及び帰国にかかる航空券e-チケット（ディスカウントエコノミー）を交付します。

＜航空券の手配について＞

航空券の手配は、AOTSが次のとおり行います。

1. 専門家の安全管理上、AOTSが旅行会社を通じて航空券（ルートの変更・航空会社の変更は不可）の手配を行い、e-チケットを送付します。
2. 専門家の出発日は、専門家、派遣元企業及び指導先企業のご都合を考慮して決定します。帰国日は審査委員会で決定された派遣期間に応じて決定します。
3. 原則として直行便を手配します。ただし、直行便が就航していない場合、スケジュール上やむを得ない場合は、経由便を手配します。
4. 派遣国の政情不安等の緊急時等に際して、日程変更等を行う際には手数料が発生しますが、AOTSの指示により日程を変更する場合の手数料は、AOTSが負担します。
   また、緊急時に当該航空券が使用できない場合の取り扱いについては、別途AOTSより指示を行います。

イ. 外国日当及び外国宿泊料

旅行期間中の外国日当及び外国宿泊料は、第1表「外国日当及び外国宿泊料」の定額を補助対象とします。船舶又は航空機による旅行で旅行期間が2日以上にわたるときの日当の額は、外国を出発した日又は外国に到着した日以外は丙地方として定める額とします。

③ 渡航雑費

専門家派遣に必要な予防接種の費用（第4表を参照）、出入国税、査証料（専門家派遣実施のために最低限必要な種類の査証（※3））、出入国に必須の書類(査証等)取得手数料（※3）及び空港施設利用料は、それぞれの証ひょうに基づき、年度末および帰国精算時に補助対象として精算します。ただし、予防接種の費用は10万円を上限といたします。（※3 派遣国での査証等の取得、更新料およびその手数料も含みます。）

また、渡航のために追加的に要する費用については、現地での提出・確認等が義務化されている場合のみ補助対象とします。

④ 滞在費

指導期間中の滞在時におけるホテル等の部屋代（※2）、生活及び指導に必要な経費として第1表「外国日当及び外国宿泊料」の外国日当と外国宿泊料を合算した額を補助対象とします。ただし、指導期間により次の調整を行います。同一地域に30日以上滞在するときは、その地域に到着した日の翌日から起算して、31日目以降は定額の10%、61日目以降は定額の20%を減額します。

指導先企業の会社カレンダーにおける休日（土日祝日等)については技術協力を実施しなくても補助対象とします。

※2 実際に宿泊したことが分かる証憑（領収書等）の提出が必要です。

(2)その他派遣に必要な経費

① 損害補償保険費

ア. 海外旅行保険

AOTSは専門家に対し、派遣期間中、第2表「海外旅行保険」の海外旅行保険を付保します。

（注） a. 海外旅行保険は通常の生命保険とは異なりますので留意ください。
b. 海外旅行保険は海外旅行中の傷害及び疾病等についての保険ですので、有効期間は派遣期間となります。
c. 専門家が派遣期間中に死亡、病気、傷害、または指導先企業の行為に基づき生じた損害、その他不測の事態に遭遇した場合、専門家に対する AOTSの補償は、海外旅行保険に支払われる保険金額をもって限度とします。

イ. 労働者災害補償保険（海外派遣者特別加入）

企業に所属している専門家に対して、派遣元企業の責任において付保していただきます。

② 技術協力費

技術協力費は、派遣元企業の有する技術や知見及び本事業への協力に対する対価として、日額3,000円を補助対象とし、派遣期間に応じ、原則として派遣元企業に支払います。

③ 派遣・指導諸費

派遣・指導諸費は、指導先企業がジュニア専門家受入れの諸経費に充当するものとして、日額3,000円を補助対象とし、指導期間に応じ、希望する場合は、指導先企業に支払います。

(3)その他

派遣元企業、指導先企業、専門家が立替えた補助対象経費は、AOTSへの証憑（領収書等）の提出が必要です。
なお、補助対象となる実額は、領収書等に記載されている実際に支払った金額とし、領収書等の金額に含まれないポイント等の利用分は値引きを受けたものとして取り扱い、支給しないものとします。また、領収書等の金額にポイント等の利用分が含まれていることが内訳等により明確な場合も同様に支給しないものとします。

Ⅳ.派遣に係る費用

別表　専門家派遣費支給基準

区分	費用・手当		内容
(1)旅費	内国旅費		赴帰任に要する旅費は下記要件を満たす場合に限り補助対象 ・片道鉄道100km以上の旅行 ・申請書および特急券領収書を提出できる場合
	外国旅費	航空賃(※)	航空券(ディスカウントエコノミー)を補助対象とし、e-チケットを送付
		外国日当及び外国宿泊料(※)	第1表の額を補助対象
	渡航雑費(※)		下記内容が補助対象 (予防注射料、一般旅券発給手数料、査証料、出入国に必須の書類(査証等)取得手数料、出入国税、公証料及び空港施設利用料) ・予防注射料は上限を10万円とする ・査証は専門家派遣実施のために最低限必要な種類とする ・パスポート用及び身分証明用の写真は専門家の負担
	滞在費 (外国日当)		第1表の額を補助対象(滞在日数が30日を超えるときはその超えた日数について10%、60日を超えるときはその超えた日数について20%をそれぞれ減額) 指導先企業の会社カレンダーにおける休日(土日祝日等)については技術協力を実施しなくても補助対象。
(2)その他派遣に必要な経費	損害補償保険費		派遣期間中の海外旅行保険を付保。第2表の限度額の範囲内で補助対象。
	技術協力費		原則として、派遣元企業へ日額3,000円を補助対象（派遣期間分）
	派遣・指導諸費		希望する場合は、指導先企業へ日額3,000円を補助対象（指導期間分）

第1表　外国日当及び外国宿泊料

(単位:円)

外国日当（1日につき）				外国宿泊料（一夜につき）			
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600

（備考）地方の別は、第3表「地域別早見表」による。

第2表　海外旅行保険

項　目	保険金
傷害死亡・後遺障害	5,000万円
疾病死亡	3,000万円
治療・救援費用	1,500万円
賠償責任	500万円

第3表　地域別早見表 （第1表の備考関係）

地　域	支給区分	地域名
北米地域	指定都市	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ及びワシントン
	甲地方	北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く（中南米地域参照）。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
	乙地方	—
	丙地方	
欧州地域	指定都市	ジュネーブ、ロンドン、モスクワ及びパリ
	甲地方	ヨーロッパ大陸（乙地方を除く。、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
	乙地方	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシア
	丙地方	—
中東地域	指定都市	アブダビ、ジッダ、クウェート及びリアド
	甲地方	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
	乙地方	—
	丙地方	
アジア地域（日本を除く）	指定都市	シンガポール
	甲地方	—
	乙地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょ
	丙地方	アジア大陸（乙地方を除く。アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。）
中南米地域	指定都市	—
	甲地方	
	乙地方	
	丙地方	メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
大洋州地域	指定都市	—
	甲地方	
	乙地方	オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く（北米地域参照）。）
	丙地方	—
アフリカ地域	指定都市	アビジャン
	甲地方	—
	乙地方	
	丙地方	アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く（欧州地域参照）。）
南極地域	指定都市	—
	甲地方	
	乙地方	
	丙地方	南極大陸及び周辺の島しょ

（注） 船舶又は航空機による旅行（海外を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、地域の別にかかわらず丙地方につき定める額とする。

第4表　厚生労働省検疫所(FORTH)による国別推奨予防接種

国・地域名	黄熱	ﾎﾟﾘｵ	日本脳炎	A型肝炎	B型肝炎	狂犬病	破傷風	ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	麻疹・風疹
ｲﾝﾄﾞ		○	○	○	○	○	○	○	○
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ			○	○	○	○	○	○	○
ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ			○	○	○	○	○	○	○
ﾀｲ			○	○	○	○	○	○	○
ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ		○	○	○	○	○	○	○	○
ﾌｨﾘﾋﾟﾝ			○	○	○	○	○	○	○
ﾍﾞﾄﾅﾑ			○	○	○	○	○	○	○
ﾏﾚｰｼｱ			○	○	○	○	○	○	○
ﾐｬﾝﾏｰ			○	○	○	○	○	○	○
ﾗｵｽ			○	○	○	○	○	○	○
中南米	○			○	○	○	○	○	○
東ｱﾌﾘｶ	○	○		○	○	○	○	○	○

※予防接種の詳細や、接種が受けられる機関等については厚生労働省検疫所（FORTH)のホームページ
https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.htmlをご参照下さい。
※補助対象となる予防接種は、本表で〇印が付いているものを原則と致しますが、熱帯地域における感染症（腸チフス・パラチフスやコレラ等の予防接種)も補助の対象と致します。
※その他の国については、お問い合わせください。

3.派遣費用及び分担金の支払

派遣費用の支払いは、分担金（※）を差し引いたうえで、銀行振込とし、派遣元企業名義の口座に振込みます。支払時期及び支払対象期間は次のとおりです。

※分担金
①派遣実施分担金：　派遣費用に対して10%です。
本事業を円滑に実施するために付帯する事務経費の一部として分担をお願いする費用です。
②専門家派遣分担金：　補助割合に応じて分担いただく費用です。
分担金を派遣元企業、指導先企業のいずれが負担するかはご相談いただけますが、AOTS は派遣元企業とのみ分担金の精算を行います。

(1)AOTSから派遣元企業への振込

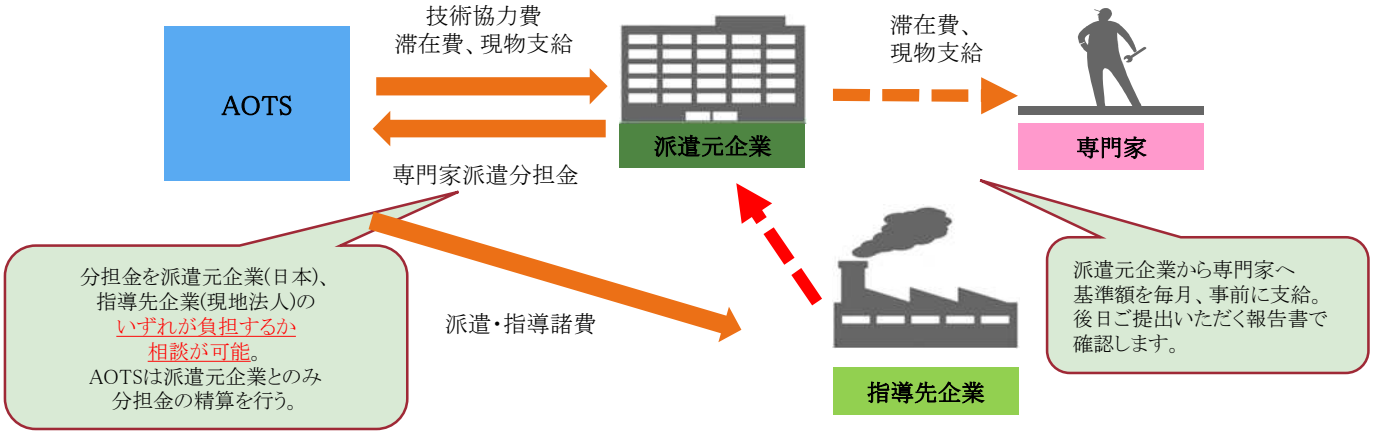
原則として、契約締結時の計画額・支払スケジュールに基づき、各四半期終了の翌月末に支払います。差し引き残高がマイナス（分担金＞派遣費用）の場合は、次回振込額と累計し、累計差引額がプラスになった時点で銀行振込を開始します。

(2)AOTSから指導先企業への振込

派遣・指導諸費は、契約締結時の計画額・支払スケジュールに基づき、各四半期ごとに金額を算出しますが、支払いは一括で、専門家帰国後の精算後に、銀行振込みします。

(3) 派遣元企業からAOTSへの振込

差し引き残高が精算時までマイナスとなった場合は、精算月にAOTSから派遣元企業へご請求致します。ご請求の翌月末までに、お支払いください。



4.専門家派遣費用の年度末及び帰国精算

本事業は、国の補助金により実施されている関係上、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとなりますので、該当年度の派遣費用の精算は、必ず年度末である3月31日までに処理しなければなりません。3月末までに精算完了させるため、必要書類ご提出のご協力をお願いいたします。

(1)年度末精算

会計年度をまたがって任国に滞在している専門家は、必ず3月14日までに当該年度に係る派遣費用の精算に必要な領収書等をAOTSに送付して下さい。

特別な事由による場合を除き、3月14日までに関係書類の送付がないときには、派遣費用の支払いをお断りするか、既に前払いした派遣費用を返金していただくことになりますので十分注意して下さい。

なお、派遣費用の精算に併せて、分担金も精算させていただきます。精算額の振込は4月に実施いたします。

(2)帰国精算

専門家の帰国後1ヵ月以内に、指導報告書をはじめとしたすべての報告書を提出するとともに、帰国精算に必要な書類を速やかに提出してください。

なお、派遣費用の精算に併せて、分担金も精算させていただきます。

5.課税について

AOTSが支給した経費より、派遣元企業が専門家に支給する滞在費は不課税です。

任国で課税対象と判断される場合は、専門家個人の責任と負担において現地で申告・納付してください。所得税はAOTSの補助対象にはなりません。現地での手続きについては派遣元企業、指導先企業等に相談してください。

Ⅴ.安全保障貿易管理上の留意事項

軍事転用可能な技術や貨物が世界の平和や安全を脅かすテロ組織や国家の手に渡らないよう安全保障上の措置を講じて頂く必要があります。

1. 日本政府による規制に対する対応

専門家派遣における指導の対象となる技術のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、**日本政府が規制する技術や貨物に該当しないか**、次頁以降をご参照の上、必ずご確認下さい。
日本政府が規制する技術や貨物に該当する場合は、派遣開始までに日本の経済産業大臣の許可を取得して頂く必要がありますので、早めにご確認下さい。

【確認先】
経済産業省　貿易経済安全保障局　安全保障貿易審査課
TEL：+81-(0)3-3501-2801
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
　または
一般財団法人　安全保障貿易情報センター（CISTEC）
TEL：+81-(0)3-3593-1148（相談は内容によって有料）
http://www.cistec.or.jp

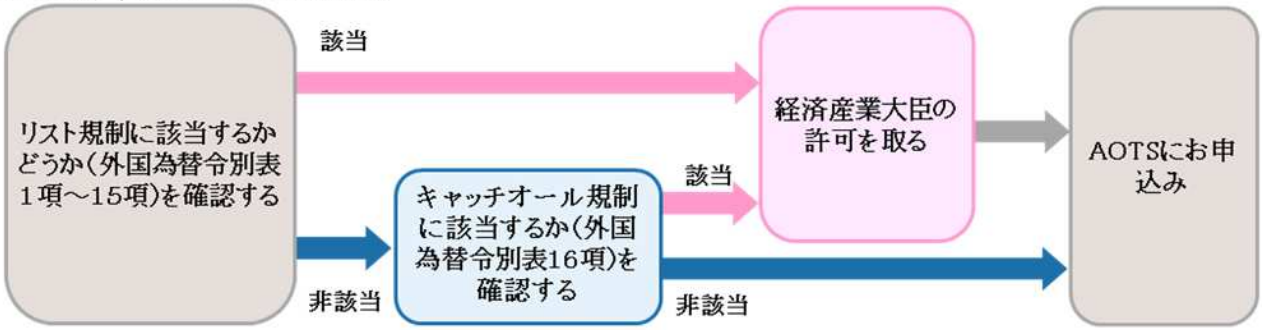
2. 米国再輸出規制に対する対応

指導の対象となる技術及び講座実施のために調達する設備・機器・物品等の貨物について、これらに米国由来の技術・ソフトウェアや部品・製品が含まれている場合、米国の輸出管理関連法規に基づく再輸出規制の対象となり、ケースによっては米国政府への事前の許可申請を要することがありますので、21ページ以降をご参照の上、ご確認下さい。

日本の安全保障貿易管理制度に基づく役務許可該非判定について

安全保障の観点から、外国企業等に対する技術・情報の提供に際し、事前に経済産業大臣の許可が必要な場合があります。これは、提供される技術・情報が核兵器をはじめとする兵器などの開発、設計、製造、使用や貯蔵に用いられる恐れがあるかどうかを見定めるためです。指導を行う際に使用する装置・機器・物品や、提供する技術・情報が規制の対象に該当するかどうか確認して下さい。

1. 該非判定の大きな流れ



2. リスト規制、キャッチオール規制とは

(1) リスト規制

輸出しようとする貨物が、輸出貿易管理令(輸出令)・別表第1の1～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合　又は、提供しようとする技術が、外国為替令(外為令)・別表の1～15項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
規制される技術は、主に規制される貨物の設計、製造又は使用に係るものであり、資料、ソフトウェア又は技術データの提供、技術者等の派遣又は研修生等の受入れなどを通じた技術指導等が対象となっています。

詳細はこちらをご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html

政令、省令、通達をまとめて一覧できるように掲載したものが「貨物のマトリクス表」、「技術のマトリクス表」になりますので、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術の判定を行う際に参照してください。
判定の結果、規制対象品目が該当する場合、かつ許可が不要となる特例に該当しない場合は、経済産業大臣の許可を受けることが必要となります。

「貨物・技術の合体マトリックス表」 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

(2) キャッチオール規制

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となる制度です。この制度は通称「キャッチオール規制」と呼ばれています。
詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html

(3) 確認シート(例)

1)リスト規制該非を確認する(外国為替令別表1項～15項)

※以下の表は、対象技術・品目と該否確認のイメージです。
最新の技術の該非確認と最新情報は、経済産業省の貨物・技術のマトリクス表でご確認ください。

確認対象		規制技術、品目	外国為替令別表	輸出貿易管理令別表第一	貨物等省令(＊)条項番号	
項番あり	項番なし				外国為替令対応部分	輸出貿易管理令対応部分
□	□	武器	1	1	―	―
□	□	原子力	2	2	第15条	第1条
□	□	化学兵器	3	3	第15条の2	第2条
□	□	生物兵器	3の2	3の2	第15条の3	第2条の2
□	□	ミサイル	4	4	第16条	第3条
□	□	先端素材	5	5	第17条	第4条
□	□	材料加工	6	6	第18条	第5条
□	□	エレクトロニクス	7	7	第19条	第6条
□	□	電子計算機	8	8	第20条	第7条
□	□	通信	9	9	第21条	第8条
□	□	センサー	10	10	第22条	第9条
□	□	航法装置	11	11	第23条	第10条
□	□	海洋関連	12	12	第24条	第11条
□	□	推進装置	13	13	第25条	第12条
□	□	その他	14	14	第26条	第13条
□	□	機微品目	15	15	第27条	第14条

＊「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

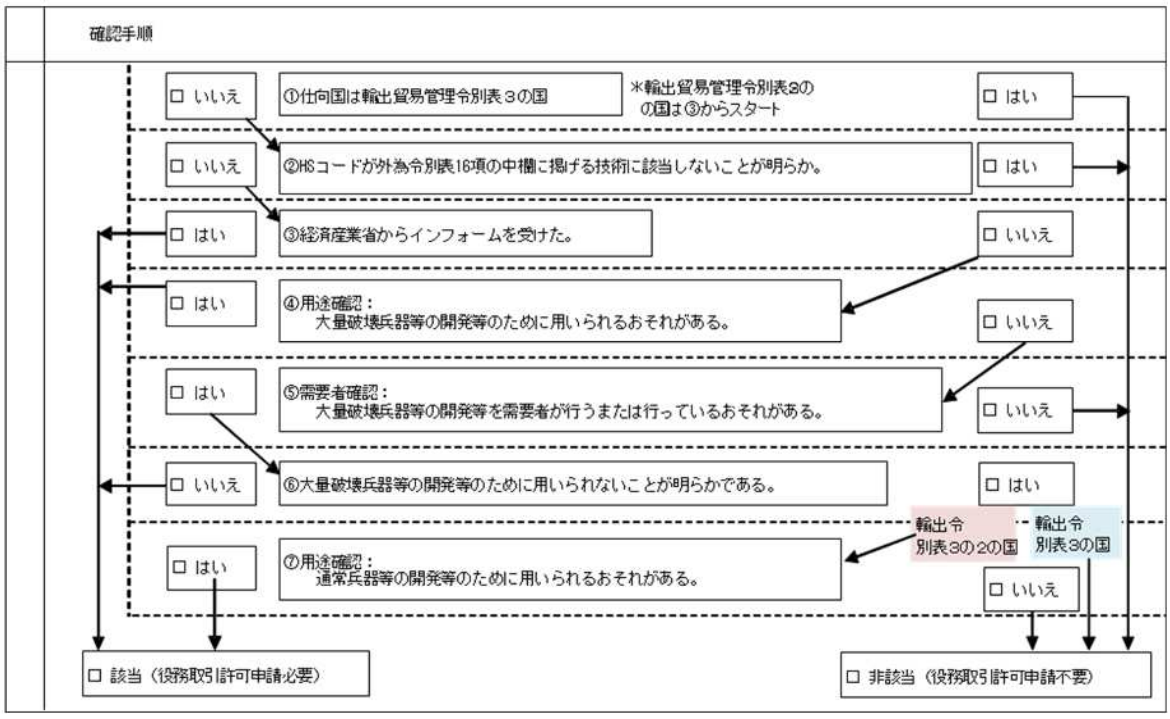
該当 → 経済産業大臣の許可を取る

非該当 ↓ 上記別表1～15項に非該当、対象外であった技術に関してキャッチオール規制を確認。
(食料品、木材等を除く原則全品目を対象)

2)キャッチオール規制を確認する

※以下の表は、キャッチオール規制確認手続きフローのイメージです。キャッチオール規制の確認手続きは、
経済産業省HPの下記URLにおいて、最新情報に基づきご確認ください。

非該当確認詳細



①別表3の国、別表3の2の国は、経済産業省HP　補完的輸出規制(キャッチオール規制)の以下URLから最新情報をご確認ください。　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html

②「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められたコード番号です。
https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010701.html
外為令別表16項で貨物・キャッチオール規制対象品目表で確認
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_kanzeiteiritu.pdf

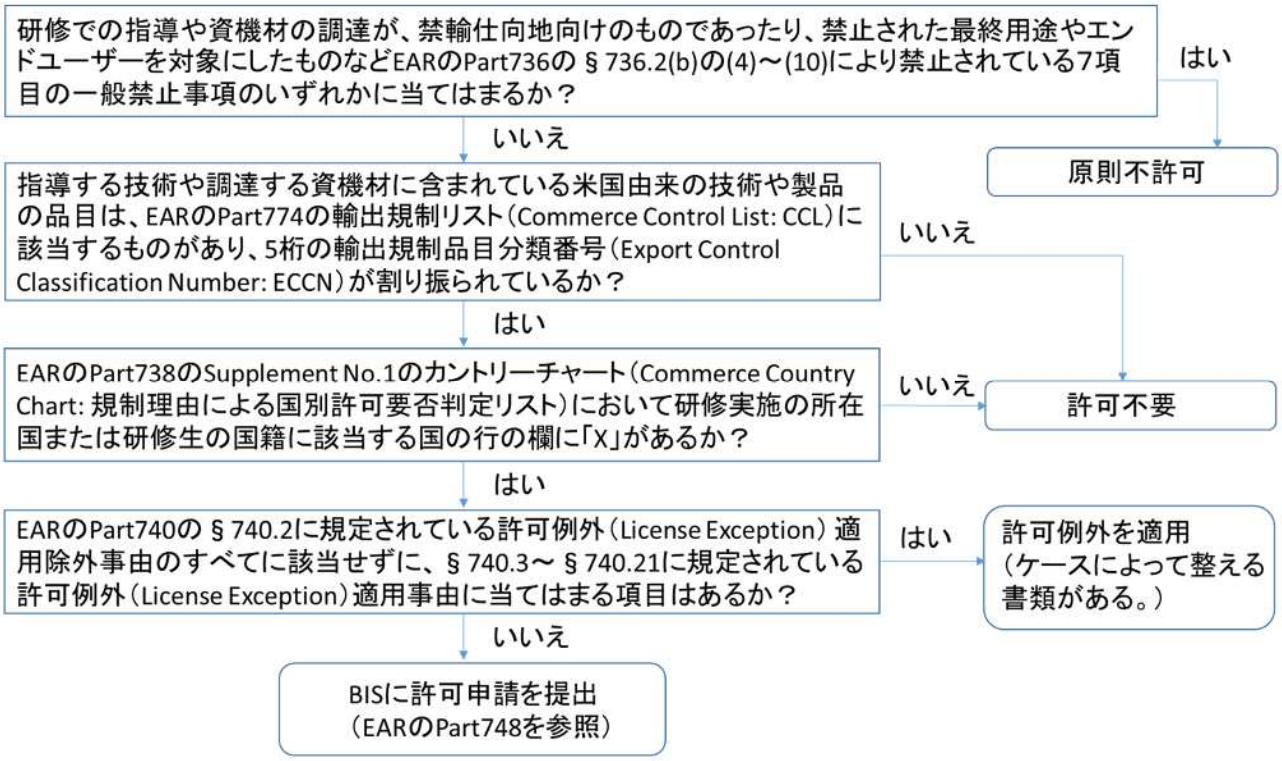
米国再輸出規制に基づく米国商務省の許可要否判定について

外国の企業等に提供する機材や技術・情報が、米国由来の軍事用としても非軍事用としても利用可能な「デュアルユース品目」と呼ばれる商用の製品や技術・ソフトウェアなどが含まれたものである場合、これらが直接米国から輸出・移転・提供されるものでなくても(注1)、米国の輸出管理規則(Export Administration Regulations: EAR)に基づく規制の適用を受けます(注2)。ケースによっては、事前に米国商務省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)の許可が必要な場合があります。特に注意を要するEAR対象品目は、EARのPart774の規制品目リスト(Commerce Control List: CCL)に掲載されています。専門家派遣を行う際に使用する装置・機器・物品や、専門家派遣に提供する技術・情報について、BISの許可が必要かどうかもご確認下さい。

再輸出に関するEAR規制対象は以下の4つのカテゴリーです。

① 現所在地を問わない全ての米国原産品目(製品、ソフトウェア、技術)
② 米国原産品目(製品、ソフトウェア、技術)を「一定以上(注3)」組み込んだ非米国産の品目(製品、ソフトウェア、技術)
③ 米国原産の特定の技術やソフトウェアを使って直接つくられた非米国産の「直接製品(注4)」
④ 米国原産の特定の技術やソフトウェアを使って直接つくられた工場や主要工程により生産された非米国産の「直接製品(注4)」

専門家派遣において指導する技術や調達する資機材に、上述の米国由来のものが含まれる場合には、EARに基づいてBISの許可要否の確認を行うことになりますが、その概略フローは下図に示すとおりです。



注1:直接米国からの輸出・移転・提供ではない、米国外での米国由来の製品や技術を含む品目の取引を「再輸出」と言います(EARのPart734の§734.14～§734.20をご参照下さい)。米国が関与しない米国域外の取引についても、米国のEARに違反した場合、米国政府による制裁の対象となるので注意が必要です。現在のところこうした「域外適用」を規定しているのは米国のみです。
注2:EARの規制対象については、EARのPart734の§734.2～§734.5に記載されています。なお、EARの規制の対象とならない公知の技術やソフトウェアについては、同じくPart734の§734.7～§734.10に記載されています。
注3:規制対象となる組み込まれた米国原産品の割合として、デミニマスレベル(De Minimis Level:最低限レベル)がその価格比率により、あらかじめ設定されています(EARのPart734の§734.4およびSupplement No.2)。
注4:直接製品とは、米国原産の技術、ソフトウェアを使用して直接つくられた製品を指します。詳しくは、EARのPart736の§736.2の(b)の(3)及びPart744のSupplement No.4のエンティティリスト(Entity List)の脚注1に記載されています。
※上記の参照先EARの条文番号等は2021年10月15日現在のものに基づき記載しております。

【参考情報】

・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ

■調査レポート「続・厳格化する米国の輸出管理法令 留意点と対策」（2021年8月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/e95620416cd2f8d3/20210031.pdf

・一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）ホームページ

■米国再輸出規制入門
https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html
■EAR再輸出規制に関するQ＆A集（直接製品の新規規制の追加）（19.06.18/版24.08.03）
https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_qa.pdf
■米中の新輸出規制等の動向
https://www.cistec.or.jp/service/uschina.html

【詳細情報】

・米国商務省 産業安全保障局（BIS）ホームページ

https://www.bis.doc.gov/
■EAR（米国輸出管理規則）の原文
https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear
■CCL（輸出規制リスト）の原文
https://www.bis.gov/regulations/ear/774#supplement-1-774

【相談・問合せ先】

・駐日米国大使館商務部

米国からDual-Useの貨物（汎用品）、ソフトウェア、技術を輸入し、第三国へ再輸出する際に適用される規制に関する相談を受付けています。

TEL:+81-(0)3-3224-5060
■米国輸出規則 - Export Administration Regulations (EAR): 日本語サイト
https://www.trade.gov/buyusa-japan-export-administration-regulations

Ⅵ.海外危険地域に対する渡航措置について

1. 派遣出発の取扱い

(1) レベル3(「渡航は止めてください」)以上の国又は地域については、出発を見合わせる。
(2) レベル2(「不要不急の渡航は止めてください」)の国又は地域については、個別的に出発の可否を決定する。
(3) レベル1(「十分注意してください」)の国又は地域については、当該国際線、国際空港が混乱していないこと等を確認してから派遣する。
(4) 情勢が出発できる場合であっても、専門家が出発に消極的である場合は、派遣を見合わせる。

2. 派遣中専門家の取扱い

(1) レベル4(「退避してください。渡航は止めてください」)で緊急一時帰国を指示する。
(2) レベル3(「渡航は止めてください」)の段階で緊急一時帰国の準備を指示し、帰国の可否について早急に結論を出す。
(3) 上記の措置を取った場合には、指導先企業、派遣元企業(含む所属先企業)に対し速やかに報告し、了解を取り付ける。

外務省海外危険情報AOTS取扱い一覧

外務省 危険レベル	AOTS	
	対応	
	出発	帰国
レベル1:「十分注意してください」 その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくための特別な注意が必要です。	可	—
レベル2:「不要不急の渡航は止めてください」 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	個別決定	—
レベル3:「渡航は止めてください」 その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	不可	帰国準備
レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。」 その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	不可	帰国

Ⅶ.対象国・地域一覧

■対象国・地域一覧

アジア	アフリカ	＊マラウイ ＊マリ	大洋州
＊アフガニスタン	アルジェリア	南アフリカ共和国	＊キリバス
インド	＊アンゴラ	＊南スーダン	サモア
インドネシア	＊ウガンダ	＊モザンビーク	＊ソロモン諸島
ウズベキスタン	エジプト	モーリシャス	＊ツバル
カザフスタン	エスワティニ王国	＊モーリタニア	トケラウ
＊カンボジア	＊エチオピア	モロッコ	トンガ
キルギス	＊エリトリア	リビア	ナウル
スリランカ	ガーナ	＊リベリア	ニウエ
タイ	カーボヴェルデ	＊ルワンダ	バヌアツ
タジキスタン	ガボン	＊レソト	パプアニューギニア
トルクメニスタン	カメルーン	中南米	パラオ
＊ネパール	＊ガンビア		フィジー
パキスタン	＊ギニア	アルゼンチン	マーシャル諸島
＊バングラデシュ	＊ギニアビサウ	エクアドル	ミクロネシア
＊東ティモール	ケニア	エルサルバドル	ワリス・フツナ
フィリピン	コートジボワール	ガイアナ	
ブータン	＊コモロ	キューバ	ヨーロッパ
ベトナム	コンゴ共和国	グアテマラ	
マレーシア	＊コンゴ民主共和国	グレナダ	アルバニア
＊ミャンマー	サントメ・プリンシペ	コスタリカ	ウクライナ
モルディブ	＊ザンビア	コロンビア	北マケドニア共和国
モンゴル	＊シエラレオネ	ジャマイカ	コソボ
＊ラオス	＊ジブチ	スリナム	セルビア
	ジンバブエ	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	トルコ
中　東	＊スーダン	セントルシア	ベラルーシ
アゼルバイジャン	赤道ギニア	ドミニカ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
アルメニア	＊セネガル	ドミニカ共和国	モルドバ
＊イエメン	セントヘレナ島	ニカラグア	モンテネグロ
イラク	＊ソマリア	＊ハイチ	
イラン	＊タンザニア	パナマ	
ジョージア	＊チャド	パラグアイ	
シリア	＊中央アフリカ	ブラジル	
パレスチナ	チュニジア	ベネズエラ	
ヨルダン	＊トーゴ	ベリーズ	
レバノン	ナイジェリア	ペルー	
	ナミビア	ボリビア	
	＊ニジェール	ホンジュラス	
	＊ブルキナファソ	メキシコ	
	＊ブルンジ	モントセラト	
	＊ベナン		
	ボツワナ		
	＊マダガスカル		

注1. 上記の表は五十音順で序列し、国・地域名は一般名称にて表記しています。

注2. これらの国・地域は、主としてOECD／DAC（経済協力開発機構／開発援助委員会）の定める開発途上国です。(Dac List of ODA Recipients 2024 and 2025)

注3. 以下の国・地域は、対象国・地域から既に除外されています。
中国（香港、マカオ含む）、シンガポール、ブルネイ、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、バハマ、ギリシャ、プエルト・リコ、フランス領ギアナ、イスラエル、キプロス、ガデループ、サンピェール・ミクロン、マルティニク、レユニオン、バミューダ、ケイマン諸島、フォークランド諸島、韓国、アルバ、フランス領ポリネシア、ジブラルタル、蘭領アンティレス、ニュー・カレドニア、北マリアナ諸島、英領バージン諸島、マルタ、スロベニア、バーレーン、エストニア、スロバキア、チェコ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、サウジアラビア、パレスチナ、バルバドス、オマーン、トリニダード・トバゴ、クロアチア、ウルグアイ、チリ、セーシェル、クック諸島、アンティグア・バーブーダ

注4. 表中の＊印は後発開発途上国、＊印以外の国・地域は開発途上国です。
開発途上国：DACの定めるDACリスト（The DAC List of ODA Recipients Effective for reporting on 2024 and 2025 flows）のうち「Least Developed Countries」以外の開発途上国・地域および日本政府がODA対象国と認めた国・地域。
後発開発途上国：DACリストの後発開発途上国「Least Developed Countries」

Ⅷ.個人情報保護方針

個人情報保護方針

一般財団法人海外産業人材育成協会（以下「当協会」）は、主に開発途上国の産業人材を対象とした研修および専門家派遣等の技術協力を推進する人材育成機関です。これらの事業を通じて、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与します。上記を実施する上で、当協会を利用される方々の個人情報がプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、個人情報に関する法令及び個人情報保護のために定めた協会規定を定め、また、組織体制を整備し、個人情報の適切な保護に努めることにより、当協会を利用される方々を尊重し、当協会に対する期待と信頼に応えていきます。

1. 個人情報の取得、利用、提供
   当協会は、事業活動の範囲内で個人情報の利用目的を特定し、その目的達成のために必要な限度で公正かつ適正に個人情報の取得、利用及び提供を行います。また、取得した個人情報の目的外利用をしないよう処置を講じます。

2. 法令・規範の遵守
   当協会は、個人情報に関する法令、国が定める指針、その他の規範及び社会秩序を遵守し、個人情報の適切な保護に努めます。

3. 個人情報の適切な管理
   当協会は、私たちが取り扱う個人情報について、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい、滅失又は毀損などの危険を十分に認識し、合理的な安全対策を実施するとともに、問題が発生した場合は適切な是正措置を講じます。

4. 問い合わせへの対応
   当協会は、私たちが取り扱う個人情報について、本人から開示、訂正、利用停止及び苦情相談等のお問い合わせがあった場合は適正に対応します。

5. 継続的改善
   当協会は、個人情報保護に関する管理規定及び管理体制を整備し、全職員で徹底して運用するとともに定期的な見直しを行い、個人情報保護マネジメントシステムの継続的な改善に努めます。

2014年3月7日　制定
2025年9月5日　改定

一般財団法人海外産業人材育成協会
理事長　吉田泰彦

＜個人情報保護方針に関する連絡先＞
個人情報問合せ窓口
住所　東京都足立区千住東1-30-1
個人情報保護管理者　総務企画部長
TEL 03-3888-8211

なお当協会の個人情報の取り扱いについては、https://www.aots.jp/privacy-policy/　をご覧ください。

Ⅸ.アクセスマップ

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)
企業連携部　企業連携第1/第2グループ

〒120-8534　東京都足立区千住東1-30-1
各線「北千住」駅 1番出口より 徒歩12分
東武スカイツリーライン「牛田」駅より 徒歩7分
京成本線「京成関屋」駅より 徒歩7分

T　　E　　L:　+81-3-3888-8221
E　メ　ー　ル:　kigyo-inquiry-az@aots.jp
ホームページ:　https://www.aots.jp/

北千住事務所　地図



バンコク事務所
Gaysorn Amarin 12F, 496-502 Ploenchit Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand
Tel : +66-2-255-2370　　Fax : +66-2-255-2372

ジャカルタ事務所
12A Floor, Wisma KEIAI, Jl. Jend Sudirman Kav 3 Jakarta 10220, Indonesia
Tel : +62-21-572-4262～3

ニューデリー事務所
Offce Unit 12A, Rectangle One, D-4 Saket District Center, New Delhi -110017
Tel : +91-11-4105-4504

一般財団法人
海外産業人材育成協会
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

〒120-8534　東京都足立区千住東1-30-1
1-30-1, SENJUAZUMA, ADACHI-KU, TOKYO 120-8534, JAPAN

企業連携部　企業連携第1/第2グループ
Tel：03-3888-8221　Fax：03-3888-8428

ホームページ　https://www.aots.jp/
メールアドレス　kigyo-inquiry-az@aots.jp

@2026 AOTS